



子ども・子育て会議

【設置根拠】

(仮称)世田谷区子ども・子育て会議条例、  
(根拠:子ども・子育て支援法第77条)

【目的・役割】

特定教育・保育施設の確認(利用定員設定)、特定地域型保育事業の確認(利用定員設定)、子ども・子育て支援事業計画策定時の意見聴取機関、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的推進に関わる事項や施策の実施状況の調査審議

【委員構成】

20名以内  
(学識8名以内、区民等12名以内)

【任期】

平成26年10月1日～27年3月末  
以降の任期は2年を予定

子ども・子育て部会

【設置根拠】

世田谷区地域保健福祉推進条例、子ども・子育て部会設置要綱、(子ども・子育て支援法)

【目的】

子ども・子育て支援事業計画策定にあたり意見聴取を行う(支援法77条第1項3号)

【委員構成】

20名以内(学識8名以内、区民等12名以内)現在19名で運営

【任期】

平成25年7月18日～平成26年6月30日  
(平成27年3月31日まで延長)